

# 事務監査請求の手引き

令和5年4月

日向市監査委員事務局

## Q 1. 事務監査請求とは何ですか？

直接請求制度のひとつで、地方自治法第75条により、選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から監査委員に対して、普通地方公共団体の事務の執行に関して監査を求め、必要な措置を講じるよう求めることができる制度です。

## Q 2. どのような事柄が監査請求対象となるのですか？

事務の執行の全般に及びます。また、請求期限については、特に制限はありません。

## Q 3. 監査請求は誰がどのような方法でするのですか？

事務監査請求は、日向市の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって行うこととされています。従って、事務監査請求書を提出して、すぐに監査が行われるわけではありません。また、あらかじめ署名を集めておいてから請求することもできません。

(1) まず、請求代表者（複数の方でも可）を決めていただき、その方が、請求する事項について事務監査請求書（Q4に掲載）を作成し、これを添えて監査委員に対し、事務監査請求代表者証明書交付申請書（Q5に掲載）を提出します。請求代表者が2人以上の場合は、すべての請求代表者の氏名等を記載してください。

(2) 監査委員は選挙管理委員会に請求代表者の方が選挙権を有するかどうかの確認を依頼します。確認後、すみやかに請求代表者に請求代表者証明書を交付し、その旨告示します。このとき、事務監査請求書はいったんお返しします。

★ (3) 告示があった日の翌日から起算して1カ月以内に署名を集めていただきます。（署名活動は告示があった日から行えます。）この署名の収集は、請求代表者または委任者（請求代表者が委任状を交付し、選挙管理委員会と監査委員に届け出た者）が有権者に直接対面して行う必要があります。回覧・郵送による署名の収集は認められません。

なお、署名収集期間中に当市で選挙が行われる場合には、一定期間署名収集活動はできなくなり、その分の日数は選挙後に持ち越されます。

★ (4) 署名収集期間満了の日の翌日から5日以内に、請求代表者は選挙管理委員会に署名簿を提出してください。選挙管理委員会は20日以内に個々の署名について審査を行い、署名の総数と有効署名の総数を告示します。

★ (5) 署名の証明が終了した日から7日間、選挙管理委員会は署名簿を関係人に縦覧（選挙権を有する者に公開すること）し、この間に関係人は異議を申し出ることができます。

★（６）異議の申し出がないときは、選挙管理委員会はその旨と有効署名の総数を告示し、署名簿を請求代表者に返却します。

（７）異議申し出や訴訟があった場合を除き、これで事務監査を請求する前提条件が整いました。署名簿が返却された日から５日以内に、請求代表者は監査委員に対し、事務監査請求署名収集証明書（Ｑ７に掲載）に必要な書類一式を添え、いったんお返ししてあった事務監査請求書を改めて提出してください。

（８）監査委員は事務監査請求書を受理した旨を請求代表者に通知し、告示し、ここから事務監査が始まります。

※「★」の部分は、選挙管理委員会の所管になります。

#### Ｑ４．請求書はどのように作成したらよいですか？

事務監査請求書の様式及び記入例は、次のとおりです。請求代表者が２人以上の場合は、すべての請求代表者の住所、氏名（自署）、生年月日、性別を記載してください。

<p>日向市事務監査請求書</p> <p>事務監査請求の要旨</p> <p>１ 請求の要旨（千字以内）</p> <p>２ 請求代表者</p> <p>住所</p> <p>氏名（自署）</p> <p>生年月日、性別</p> <p>上記のとおり地方自治法第７５条第１項の規定により事務監査を請求いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">日向市監査委員 様</p>
---

※氏名は自署（視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む）してください。

※縦書きでも差し支えありません。

※詳しくは、地方自治法第７５条、地方自治法施行令第９９条及び地方自治法施行規則第１０条をご覧ください。

## Q 5. 請求代表者証明書の交付申請書の様式はありますか？

法令に定めはありませんが、次の記入例を参考にしてください。

請求代表者の欄は、Q 4 の事務監査請求書と同様に記載してください。

<p>日向市事務監査請求代表者証明書交付申請書</p> <p>請求代表者 住 所 氏 名 (自署)</p> <p>地方自治法施行令第 9 9 条において準用する同令第 9 1 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、日向市事務監査請求書を添え、日向市事務監査請求代表者証明書の交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">日向市監査委員 様</p>
--

※氏名は自署（視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む）してください。

※縦書きでも差し支えありません。

## Q 6. 署名を集める時の注意点について教えてください？

署名に関することは、選挙管理委員会事務局が担当することになります。Q 3 の「★」の部分の手続きの詳細のほか、署名簿や署名収集委任状・委任届の様式等、署名に関しては、下記へお問い合わせください。

日向市選挙管理委員会事務局
〒 8 8 3 - 8 5 5 5 宮崎県日向市本町 1 0 番 5 号
電 話 0 9 8 2 - 6 6 - 1 0 4 1 (直通)
FAX 0 9 8 2 - 5 4 - 1 2 2 9
E-mail <a href="mailto:senkyo@hyugacity.jp">senkyo@hyugacity.jp</a>

## Q7. 署名が集まったという証明書の様式はありますか？

事務監査請求署名収集証明書の様式及び記入例は、次のとおりです。請求代表者が2人以上の場合は、すべての請求代表者の住所、氏名（自署）、生年月日、性別を記載してください。

<p>日向市事務監査請求署名収集証明書</p> <p>日向市事務監査請求書に添えて提出する事務監査請求署名簿には地方自治法第75条第6項の規定により、 年 月 日付で告示された選挙権を有する者の総数の50分の1（人）により有効署名があることを証明します。 （なお、署名の効力の決定に関する決裁書（判決書）（地方自治法第75条第6項の規定による通知書） 通を添付します。）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>請求代表者 住所 氏名（自署） 生年月日、性別</p> <p style="text-align: center;">日向市監査委員 様</p>
---

※氏名は自署（視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む）してください。

※縦書きでも差し支えありません。

※詳しくは、地方自治法第75条、地方自治法施行令第99条及び地方自治法施行規則第10条をご覧ください。

## Q8. 監査はどのように行われるのですか？

事務監査請求書、事務監査請求署名収集証明書及び署名簿を提出し、監査委員が、所定の要件を満たしていると判断した場合は、請求書を受理し、監査を行います。監査委員が、所定の要件を満たしていないと判断した場合は、請求を却下し、監査を行いません。

### Q9. 監査結果は何日以内にわかるのですか？

事務監査請求については、何日以内に、という定めがありません。

監査の実施後、監査結果に関する報告を決定したときは、すみやかに請求代表者に通知し、告示いたします。

### Q10. 監査結果に不服がある場合は、どうしたらよいですか？

住民監査請求では、不服がある場合には住民訴訟を提起することができますが、事務監査請求については、訴訟等で争うことはできません。

### Q11. 事務監査請求についてはどこに問い合わせればよいですか？

事務監査請求（署名に関する事以外）に関するお問い合わせは下記にお願いします。

日向市監査委員事務局監査係
〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
電 話 0982-52-2111 (内線2722)
FAX 0982-54-1229
E-mail <a href="mailto:kansa@hyugacity.jp">kansa@hyugacity.jp</a>